

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存				
共	00	00	10	31

5年
宮本規第925号
令和3年3月22日
宮城県警察本部長

自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部改正について（通達）

自動車保管場所証明等事務の取扱いについては、「自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部改正について（通達）」（平成30年1月31日付け宮本規第235号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正点

- (1) 保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）の押印欄を廃止した。
- (2) 保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号）の押印欄を廃止した。
- (3) その他文言の整理を行った。

2 施行期日

令和3年3月22日

3 留意事項

旧通達の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この通達の様式によるものとみなし、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別添

自動車保管場所証明等事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「施行令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明等の事務について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

2 保有者

法第2条第2号に規定する保有者をいう。

3 使用の本拠の位置

自動車の保有者その他自動車の管理責任者等の所在地をいう。

4 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で、施行令第1条各号に規定する全ての要件を備えたものをいう。

5 OSSシステム

自動車を保有するために必要な手続の申請並びに税及び手数料の納付を電気通信回線を通じて一括して行うことができるシステムで、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構成されたものをいう。

6 証明通知

署長が、自動車の保管場所として申請された場所が、当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、OSSシステムを用いて当該署長の使用に係る電子計算機から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものをいう。

7 証明通知申請

自動車の保有者が、署長に対して、証明通知を行うことを求める申請をいう。

8 署長印

宮城県警察公印規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第10号）別表第1に規

定する署長印をいう。

9 休日

宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。

10 電子証明書

宮城県警察における電子署名に関する訓令（平成30年宮城県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第2条第2号に規定する証明書をいう。

1.1 電子証明書管理者

訓令第4条の証明書管理者をいう。

第3 自動車保管場所証明等の手続

1 証明書の交付申請等

(1) 自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書の提出

自動車保管場所証明申請書（規則別記様式第1号。以下「証明申請書」という。）及び自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号。以下「届出書」という。）（以下これらを「証明申請書等」という。）は、自動車1台ごとに1件の提出を受けるものとする。

(2) 証明申請書等の申請者及び届出者

証明申請書の申請者及び届出書の届出者（以下「申請者等」という。）が法人である場合は、その名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。

(3) 証明申請書等の書面の欄外に設ける記載項目

ア 証明申請書の書面の欄外に、「保管場所の所有者」、「保管場所の状況」、「申請事由」、「代替・変更の場合（今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号）」及び「連絡先（電話番号）」の欄を設け、証明申請書の記載項目とする。

イ 届出書の書面の欄外に、「保管場所の所有者」、「保管場所の状況」、「届出・申請事由」、「代替・変更の場合（今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号）」及び「連絡先（電話番号）」の欄を設け、届出書の記載項目とする。

(4) 証明申請書等に添付する書面

ア 規則第1条第2項第1号の書面は、次に掲げるいずれかの書面とする。

(ア) 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所に使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）とする。

(イ) 他人の土地又は建物を保管場所に使用する場合は、当該土地又は建物を借用していることを疎明する次に掲げるいずれかの書面とする。

a 保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号）

b 駐車場の賃貸借契約書の写し

c 賃貸住宅等に入居しているため、前記a又はbの書面が添付できない場合は、当該自動車の保管場所について、自動車の保有者が使用権原を有することを証明する賃貸人が発行する書面

d 前記aからcまでに掲げるもののほか、自動車の保有者が当該申請に

係る場所を保管場所として使用する権限を有することを疎明する書面
(ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、自己以外の共有者が連署した保管場所使用承諾証明書とする。

イ 保管場所使用承諾証明書に記載されている保管場所の使用期間は、原則として申請が行われた日から起算して1か月以上でなければならない。

ウ 規則第1条第2項第2号の所在図及び同項第3号の配置図は、保管場所の所在図・配置図（別記様式第3号）とする。ただし、次に掲げる場合は、保管場所の所在図の記載を省略することができる。

(7) 証明申請書の場合

a 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が所有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下このaにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。この場合においては、証明申請書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章（規則別記様式第5号。以下「標章」という。）に係る保管場所標章番号を記載させること。

b 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（前記aの規定に該当する場合を除く。）。

(イ) 届出書の場合

a 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が所有者であり、又は所有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。以下このaにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。この場合においては、届出書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた標章に係る保管場所標章番号を記載させること。

b 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（前記aの規定に該当する場合を除く。）。

エ 前記ウの保管場所の所在図の記載を省略することができる場合であっても、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、保管場所の所在図の記載を求めて審査すること。

オ 同一の保管場所に複数の自動車を保管する内容の申請又は届出が同時になされた場合は、前記ア及びウの添付書面は1通とすることができる。

(5) 審査

証明申請書等を受理する際は、審査項目（別表第1）による審査（以下単に「審査」という。）を行うものとする。

(6) 受理時の取扱い

- ア 前記(5)の審査の結果、適当と認められるものについては、受理番号を付与して受理するものとする。
- イ 証明申請書等に車台番号が未記入で行われた申請等についても受理することとするが、当該車台番号を記入するまでは、自動車保管場所証明書（規則別記様式第1号。以下「証明書」という。）及び標章は交付しないものとする。
- ウ 証明申請書等に訂正がある場合は、訂正したことが明らかとなるよう、当該訂正箇所を二重線等で訂正させること。なお、申請者の利便性に配慮しつつ、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たに用紙に記載し再提出するよう申請者・届出者に教示すること。また、受理した証明申請書等の訂正箇所には、署長印を訂正確認印として押印すること。
- エ 申請者等の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合は、当該自動車の運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をする実態を備えている場所であることを疎明する書面の提出を求めること。
- オ 証明申請書を受理したときは、当該申請に係る証明書の交付予定日を告知するものとする。
- カ 証明申請書等を受理した場合は、宮城県警察自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）に申請又は届出されたデータを入力して、受理日ごとに自動車保管場所証明等事務取扱簿（別記様式第4号。以下「証明事務取扱簿」という。）を出力し、処理状況を記録しなければならない。この場合において、証明事務取扱簿の保管場所標章の交付年月日の欄への記載は、自動車保管場所標章受領簿（別記様式第5号）の受領月日の欄への記載をもって省略することができる。

(7) 手数料の徴収

証明申請書等を受理するときは、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項に規定する手数料（以下単に「手数料」という。）を徴収するものとする。ただし、国又は地方公共団体に係る申請又は届出の場合は、手数料の全部を免除するものとする。

2 証明通知申請

(1) 証明通知申請のデータの送受信

証明通知申請として、証明申請書に相当するデータ及び前記1-(4)アに掲げる添付書面のデータは、自動車1台ごとに1件の送信データを受けるものとする。

(2) 証明通知申請の申請者

証明通知申請の申請者が法人である場合は、その名称及び代表者の氏名を入力させるものとする。

(3) 証明通知申請の審査等

ア 証明通知申請のデータの印字出力等

休日以外の日午前8時30分から午後5時15分までの間においては、常にOSSシステムを起動させ、証明通知申請の有無を確認し、証明通知申請が到達した場合は、証明申請書に相当するデータ及び前記1-(4)-アに掲げる添付書面のデータを印字出力し、審査するものとする。

イ 証明通知申請の審査

(7) 他の警察署の管轄に係る証明通知申請が到達した場合は、速やかに当該申請を当該管轄警察署に転送するものとする。

(イ) 審査の結果、申請内容に不備があり、これを補正する必要がある場合は、OSSシステムを用いて、申請者に補正を行わせるものとする。

(ウ) 前記(イ)の規定について、補正の通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に当該補正が行われなかった場合は、補正期限切れとして、証明不可の手續を執ること。

(4) 受理時の取扱い

ア 車台番号が入力されていない証明通知申請についても受理することとするが、当該車台番号が入力されるまでは、証明通知を行わず、標章は交付しないものとする。

イ 申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合は、当該自動車の運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をする実態を備えている場所であることを疎明する書面データの送信を求めること。

ウ 証明通知申請を受理した場合は、保管場所管理システムに保管場所の管理に関するデータを入力して、受理日ごとに証明事務取扱簿を出力し、処理状況を記録しなければならない。この場合において、証明事務取扱簿の保管場所標章の交付年月日の欄への記載は、自動車保管場所標章受領簿の受領月日の欄への記載又は交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)に送付した自動車保管場所標章の送付について(別記様式第6号。以下「送付書」という。)の送付をもって省略することができる。

(5) 手数料の徴収等

ア 手数料の納付時期

証明通知申請が到達したときは、既に証明通知申請に必要な手数料が納付されていることから、速やかに審査を実施するものとする。

イ 手数料の免除

OSSシステムは、手数料を免除することができないことから、交通規制課長及び署長は、前記1-(7)ただし書に規定する免除対象が証明通知申請を行わないよう適切な教示及び広報を行うこと。

ウ 手数料の返還

証明通知申請が警察署に到達した後は、申請者が申請を取り下げた場合を含め、手数料の返還はしないものとする。ただし、前記1-(7)ただし書に規

定する免除対象であるとき、又は警察の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

3 申請に対する調査

申請に対する調査は、証明書の交付申請の場合は提出された書面に、証明通知申請の場合は警察署に到達した証明申請書に相当するデータ等を印字出力した書面にに基づき、次のとおり実施するものとする。

(1) 保管場所の適否の判断基準

申請に係る保管場所の適否は、保管場所の適否の判断基準（別表第2）により行うものとする。

(2) 現地調査

ア 申請に係る保管場所の現地調査は、原則として調査事務を行う者が調査するものとする。

イ 申請に係る保管場所ごとに、収容可能台数を調査するため、駐車場調査票（別記様式第7号）を作成するものとする。

ウ 現地調査の結果については、調査復命書（別記様式第8号）により署長に報告するものとする。

エ 署長は、現地調査の結果、保管場所の確保について疑義のある場合は、関係者に照会するほか、必要な調査を行うものとする。

オ 次の場合は、現地調査を省略することができる。

(ア) 国又は地方公共団体からの申請で、保管場所の確保が確実に認められるとき。

(イ) 証明書の再交付申請のとき。

4 証明書の交付、処分通知等

証明書の交付、証明通知等は、次のとおり行うものとする。

(1) 証明書の交付等

ア 証明書を交付する場合

(ア) 署長は、証明申請書の記載事項に不備がなく、保管場所が確保されていると認めるときは、証明書を交付するものとする。

(イ) 証明書には、番号、証明年月日及び警察署長名を記入の上、正本と副本に契印し、正本に署長印を押印して交付すること。この場合において、記入する番号は、前記1-(6)-アの規定により付与した受理番号とする。

(ウ) 証明書交付後の記載事項の訂正は、認めないものとする。

イ 証明書を交付しない場合

(ア) 現地調査の結果、保管場所が確保されていないと認めるときは、当該申請者に対しその理由を速やかに連絡するとともに、証明申請書の正本の右上部欄外余白に「不可」と朱書きをして交付すること。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示については、教示書（別記様式第9号）を証明申請書の正本に添付

して交付するものとする。

- (イ) 前記(ア)に規定する処分は、署長の決裁を受けて行い、処分を通知した日、その経緯等を証明事務取扱簿の備考の欄に朱書きするとともに、保管場所管理システムにおける標章交付取消等のデータ処理を行うこと。また、当該処分に係る証明申請書の副本及び関係書類は、会計年度ごとに一括して別冊として保存すること。
- (ウ) 申請者からの申請の取下げにより証明書を交付しなくなった場合で、当該申請者から証明申請書に添付された書面の返還の要求があったときは、事務に支障があると認められる場合を除き返還することができる。

ウ 証明書の交付期限

証明書は、証明の日から起算して1か月を経過した日（その日が休日に当たるときは、当該休日以降の最初の執務日。以下同じ。）以降は、交付しないことができる。

(2) 証明通知等

ア 証明可として証明通知をする場合

- (ア) 署長は、証明通知申請の内容に不備がなく、保管場所が確保されていると認めるときは、速やかに証明通知を行うものとする。
- (イ) 証明通知を行う場合は、OSSシステムを用いて調査結果等を入力した上で、署長の電子署名を行うこと。

イ 証明不可として処分通知をする場合

- (ア) 証明通知申請の内容に不備（補正により解消されたものを除く。）があると認めるとき、又は現地調査の結果、保管場所が確保されていないと認めるときは、当該申請者に対しその理由を速やかに電話等で連絡するとともに、証明不可として処分通知を行うものとする。
- (イ) 前記(ア)の処分通知は、署長の決裁を受けた後、署長の電子署名を行って実施するものとし、処分を通知した日、その経緯等を証明事務取扱簿の備考の欄に朱書きすること。また、当該処分に係る関係書類は、不可とされた証明申請書と同様に別冊として保存すること。

ウ 留意事項

OSSシステムを用いて審査結果を登録した場合は、内容の変更ができないことから、調査結果が正しく入力されていることを確認した上で、誤りのないよう登録すること。

5 証明書の再交付

(1) 申請

申請者から証明書の再交付の申請があった場合は、証明申請書により受理するものとする。この場合において、前記1-(4)-アに掲げる書面の添付は省略することができる。

(2) 再交付

- ア 証明書の再交付の申請を受理したときは、保管場所管理システムにより既に交付している標章を確認し、証明書を再交付するものとする。
- イ 再交付する証明書には、当該証明書の右上部欄外余白に「再交付」と朱書きし、番号及び証明年月日は、再交付に係る既に交付した証明書と同一とする。
- ウ 現地調査は省略し、再交付の申請に係る手数料は徴収しない。

(3) 期限

証明の日から起算して1か月を経過した日以降の再交付の申請に対しては、証明書を再交付しない。

第4 標章の取扱い

1 証明書の交付申請に係る標章の交付申請

(1) 交付申請書の提出

- ア 保管場所標章交付申請書（規則別記様式第3号。以下「交付申請書」という。）は、証明申請書等の提出と併せて受けることができる。
- イ 交付申請書の提出及び申請者は、前記第3-1-(1)及び(2)の規定を準用する。
- ウ 交付申請書の申請年月日は、証明書の交付年月日又は届出書の届出年月日と同一とすること。

(2) 交付申請書の書面の欄外に設ける記載項目

交付申請書の書面の欄外に、「保管場所の所有者」、「保管場所の状況」、「申請事由」、「代替・変更の場合(今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号)」及び「連絡先(電話番号)」の欄を設け、交付申請書の記載項目とする。

(3) 受理時の取扱い

- ア 審査の結果、適当と認められるものについては、交付申請書を受理するものとする。
- イ 交付申請書等に訂正がある場合は、訂正したことが明らかとなるよう、当該訂正箇所を二重線等で訂正させること。なお、申請者の利便性に配慮しつつ、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たに用紙に記載し再提出するよう申請者・届出者に教示すること。また、受理した交付申請書等の訂正箇所には、署長印を訂正確認印として押印すること。

(4) 手数料の徴収

交付申請書を受理するときは、手数料を徴収するものとする。ただし、国又は地方公共団体に係る申請の場合は、手数料の全部を免除するものとする。

2 証明通知申請に係る標章の交付申請

証明通知申請に係る標章の交付申請は、OSSシステムに当該標章の交付申請に係る手数料が納付されたことが表示された時点で到達したものとみなす。

3 標章の作成

(1) 標章を作成する者

標章の作成は、原則として保管場所管理システムに申請等のデータを入力する者が行うものとする。

(2) 保管場所標章番号

保管場所標章番号は9桁とし、最初の2桁を交付年の西暦の下2桁と、次の6桁を警察署ごとに管理する暦年の番号と、最後の1桁を再交付の回数とする。

(3) 保管場所のある市区町村の確認

標章の出力は、標章に印字する市区町村に誤りがないか再度確認した上で行うこと。

4 標章の交付

(1) 証明書の交付申請等に係る標章の交付

ア 証明書の交付申請等に係る標章は、保管場所標章番号通知書（規則別記様式第3号。以下「3号通知書」という。）とともに原則として即日交付するものとする。

イ 3号通知書には、番号、保管場所標章番号、通知年月日及び警察署長名を記入の上、正本と副本に契印し、正本に署長印を押印して交付すること。この場合において、記入する番号は、前記第3-1-(6)-アの規定により付与した受理番号とする。

ウ 証明書の交付申請等に係る標章を交付するときは、当該標章を受領する者から自動車保管場所標章受領簿に押印又は署名を受けること。

エ 3号通知書交付後の記載事項の訂正は、認めないものとする。

(2) 証明通知申請に係る標章の交付

ア 証明通知申請に係る標章は、OSSシステムを用いて出力した保管場所標章番号通知書（規則別記様式第4号。以下「4号通知書」という。）とともに交付するものとする。

イ 4号通知書には、署長印を押印して交付すること。

ウ 警察署において標章を交付するときの手續は、前記(1)-ウの規定を準用する。

エ 署長は、証明通知申請に係る標章を交付するに当たり、申請者が警察本部での交付を希望する場合は、交通規制課長に交付を依頼することができる。この場合において、署長は、送付書を2通作成して、正本を標章及び4号通知書とともに交通規制課長に送付し、副本はオの規定により返送された正本の写しとともに編てつし保存すること。

オ 送付書、標章及び4号通知書の送付を受けた交通規制課長は、当該送付書に担当者の受領印を押印した上でその写しを送付元の署長に返送すること。

5 標章の再交付

(1) 申請

法第6条第3項の規定により、申請者から標章の再交付の申請があった場合

は、保管場所管理システムで当該申請者が当該自動車の保有者であることを確認後に、保管場所標章再交付申請書（規則別記様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を受理すること。この場合において、手数料を徴収するとともに、受理番号を付与すること。

(2) 再交付

ア 再交付申請書を受理したときは、既に交付している標章又は標章の記録を確認し、3号通知書及び標章を再交付するものとする。

イ 再交付する3号通知書及び標章の保管場所標章番号は、前記3-(2)の規定により付与した番号の最後の1桁を再交付の回数としたものとする。

6 標章の管理

標章の適正管理を図るため、警察本部においては保管場所標章受払簿（別記様式第10号）を、警察署においては保管場所標章交付簿（別記様式第11号）を備え付けるものとする。

第5 ICカード等の取扱い

証明通知申請に係る事務における訓令第2条第6号のICカード等（以下「ICカード等」という。）の取扱いについては、訓令によるほか、次により行うものとする。

1 使用する電子証明書

証明通知申請に係る事務において使用する電子証明書は、署長の電子証明書とする。

2 ICカード等の申請等

(1) ICカード等の発行、更新、失効等に係る申請等は、別に定められた申請書等を交通規制課長に送付して行うものとする。

(2) 交通規制課長は、前記(1)の規定により受領した申請書等を点検した上で、速やかに訓令第2条第9号の登録分局責任者（以下「登録分局責任者」という。）に送付すること。

(3) 訓令第10条第1項第1号若しくは第2号又は第5号から第7号までに掲げる事由によりICカード等を返却する場合は、事前にその概要を交通規制課長に速報した上で、速やかに同条第2項に規定する報告書を作成し、ICカード等とともに交通規制課長に送付すること。

(4) 前記(3)の規定による速報を受けた交通規制課長は、登録分局責任者に速やかに概要の報告を行い、送付を受けた報告書とともにICカード等を返却すること。

3 ICカード等の管理、使用等

(1) ICカード等行使者名簿への登載

署長は、指名したICカード等行使者を、ICカード等行使者名簿（別記様式第12号）に登載し、その状況を明らかにすること。

(2) ICカード等の管理及び保管

ア 電子証明書管理者は、ＩＣカード等管理台帳（別記様式第１３号）により、ＩＣカード等に係る申請、受領、有効期限等の状況を明らかにするものとする。

また、ＩＣカード等の破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように、使用の都度点検を行い、使用後は破損等の異常の有無を確認の上、施錠設備のある金庫等に保管すること。

イ 電子証明書管理者は、ＩＣカード等行使者以外の者にＩＣカード等を使用させ、又は訓令第２条第７号のＰＩＮ（以下「ＰＩＮ」という。）を知られることのないようにしなければならない。

(3) ＩＣカード等の行使

ア 電子証明書管理者は、ＩＣカード等が適正に行使されるようにするため、ＩＣカード等行使管理簿（別記様式第１４号）を備え付け、貸与時間、返却時間等をその都度記載させること。

イ ＩＣカード等行使者は、ＩＣカード等を適切に行使するとともに、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように厳重に管理しなければならない。

また、ＰＩＮを他に知られることのないようにＩＣカード等とは別に管理しなければならない。

第６ 報告

当月分の自動車保管場所証明等の取扱状況は、自動車保管場所証明等取扱状況（別記様式第１５号）により、翌月５日（５日が休日に当たるときは、その直前の執務日）までに報告すること。

別表第1

審 査 項 目

項 目	摘 要
<p>1 証明申請書等</p> <p>(1) 申請者等が記入すべき欄に必要事項が正しく記入されているか。</p> <p>(2) 自動車の使用の本拠の位置は正しいか。 使用の本拠の位置に認められないものは、次のとおりである。</p> <p>ア 割賦販売のため、自動車販売業者が当該自動車の所有権を留保している場合の自動車販売業者の所有地</p> <p>イ 会社、事業所等の法人保有の自動車については、運転者の自宅等</p> <p>ウ 申請者の勤務先の所在地</p> <p>エ 車庫が独立している場合は、その車庫の所在地</p> <p>オ 家屋、社屋等の建築予定地</p> <p>(3) 保管場所の位置は適当か。</p> <p>(4) 証明申請書等記載の住所に申請者が居住しているか。 申請者等の住所（所在地）と認められない場合は、次のとおりである。</p> <p>ア 証明書の交付を受けるため、住民票のみ移動し、居住していない場所</p> <p>イ 登記簿上は所在地となっているが、その場所に本社又は支社がない場合</p> <p>2 保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面</p> <p>(1) 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所に使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面（自認書）が正確に記載されているか。</p> <p>(2) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、有効な保管場所使用承諾証明書等が添付されているか。</p> <p>ア 駐車場の賃貸借契約書の写しには、契約当事者として署名押印されているものであること。</p> <p>イ 賃貸借の契約期間は、原則として申請時から1か月以上有効なものであること。</p> <p>3 保管場所の所在図・配置図</p> <p>(1) 所在図には、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が分かるように道路及び目標となる地物が表示（地図等を使用した場合は、半径2キロメートルの円が表示）されているか。</p> <p>(2) 配置図には、保管場所及び保管場所の周囲の建物、道路幅員等が表示されているか。</p>	<p>証明申請書等の書面に記入された内容が明らかでないものは、申請者等に説明を求めるとともに、不備な書面はその場で指導し、訂正させること。</p> <p>使用の本拠の位置と申請者等との住所が異なるものについては、必要により、支店、出張所等の登記簿の謄（抄）本又は電話架設説明書、社用の封筒、領収書等で使用の本拠の位置を確認すること。</p> <p>使用の本拠の位置と保管場所の位置が異なっている場合は、その距離を確認すること。</p> <p>居住事実については、自動車運転免許証、身分証明書等で確認すること。</p> <p>親子の関係で、親の所有する土地又は建物を子が保管場所として使用する場合においても、保管場所使用承諾証明書等の添付が必要であること。</p> <p>保管場所として使用する土地又は建物の名義上の所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、住民票、税代理人又は納税管理人として記載されている土地証明書の写し等により、事実上の相続を疎明する書面を添付させること。</p> <p>次に掲げる場合は、保管場所の所在図の記載を省略することができる。</p> <p>(1) 証明申請書の場合</p> <p>ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。この場合においては、証明申請書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示されている標章に係る保管場所標章番号を記載させること。</p> <p>イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。</p> <p>(2) 届出書の場合</p> <p>ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。この場合においては、届出書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた標章に係る保管場所標章番号を記載させること。</p> <p>イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。</p> <p>なお、保管場所の所在図の記載を省略することができる場合であっても、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、保管場所の所在図の記載を求めて審査すること。</p>

別表第2

保管場所の適否の判断基準

判断基準	摘要
<p>1 保管場所の位置</p> <p>(1) 道路以外の場所であること。</p> <p>(2) 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との距離が直線で2キロメートルを超えないものであること。</p> <p>2 保管場所に通じる道路</p> <p>(1) 当該申請に係る自動車が支障なく通行できるものであること。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止規制が行われていないこと。ただし、宮城県公安委員会が規制の対象から除外し、又は警察署長の許可を受けることにより、当該申請に係る自動車が通行することができると認められる場合を除くものとする。</p> <p>3 保管場所の広さ</p> <p>当該申請に係る自動車の全体を収容できる広さを有すること。</p> <p>4 法令上保管場所として使用し、又は自動車の進入が禁止されている場所</p> <p>(1) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の規定による危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所でないこと。</p> <p>(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条の特別地域又は同法第21条の特別保護地区において環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所でないこと。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 実際に当該自動車の保管場所として使用する意思のない名目上の保管場所でないこと。</p> <p>(2) 証明書を交付した直後、自動車の保管場所としての使用契約が解除されると認められるものでないこと。</p> <p>(3) 当該申請の保管場所としての土地又は建物の所有権等をめぐり紛争があるものでないこと。</p> <p>(4) 自動車の保有者が単なる名義人でないこと。</p>	<p>車両制限令（昭和36年政令第265号）が適用される道路については、幅の制限に抵触しないものとする。</p> <p>商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等は特に注意すること。 駐車場使用料金が支払われていないものなどに注意すること。</p> <p>都市に居住する子等に親の名義で買い与えているものに注意すること。</p>

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 ()
住所

() 局 番

氏名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は、両方）に○を付けてください。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	
使用者	〒 () 住所 () 局 番
	氏名
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 () 住 所 () 局 番</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	

備考 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、当該共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

別記様式第3号

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考1 別紙として、地図のコピーを添付することができます。
- 2 保管場所に接する道路の幅員と保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
- 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。
- 4 自動車の使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。
- 5 次に掲げる場合は、保管場所の所在図の記載を省略することができます。
- (1) 自動車保管場所証明申請書の場合
- ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。この場合においては、自動車保管場所証明申請書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載してください。
- イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。
- (2) 自動車保管場所届出書の場合
- ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。この場合においては、自動車保管場所届出書の「※保管場所標章番号」の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載してください。
- イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。
- 6 前記5の保管場所の所在図の記載を省略することができる場合であっても、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、保管場所の所在図の記載を求めることがあります。

別記様式第4号

自動車保管場所証明等事務取扱簿

受理番号 (標章番号)	申請 区分	申請書 受理 月 日	申請者の住所・氏名	車名・形式・車台番号	自動車の保管場所の位置	調査 報告 月 日	保管場所標章		証明書 再交付 年月日	備考
							1 適 2 不適	交付 年月日		

- 注1 受理番号は、申請書面受理順の番号とし、証明書の番号、標章番号通知書の番号及び標章番号とすること。
- 2 現地調査終了後、調査報告月日欄に月日を、保管場所標章欄に結果を「1（適）」又は「2（不適）」と記入すること。
- 3 調査結果が不適の場合は、標章番号は欠番とすること。
- 4 標章交付の際は、保管場所標章交付年月日欄に年月日を記入すること。
- 5 証明書の再交付の際は、証明書再交付年月日欄に年月日を記入すること。
- 6 この取扱簿を関係者以外に閲覧させたり、窓口カウンターに放置しないこと。

交通部交通規制課長 殿

警察署長

自動車保管場所標章の送付について
本部標章交付が選択された保管場所標章について、下記のとおり送付します。

記

1 送付件数

_____ 件

2 送付標章番号

- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____
- _____ ~ _____

署担当者印	本部担当者印

調 査 復 命 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

印

申請者 _____ に係る自動車の保管場所を調査した結果は、次のとおり
であります。

調 査 事 項	1 申請書に記入された内容に誤りはないか。 ----- ない ある 2 保管場所が2 km以内であるか。 ----- ある ない 3 道路上の場所でないか。 ----- ない ある 4 保管場所に支障なく自動車が出入りできるか。 ----- できる できない 5 自動車全体を収容できる広さがあるか。 ----- ある ない 6 保管場所使用承諾証明書が添付されている場合は、 使用承諾を受けているか。 ----- いる いない 7 実際に使用できる状況にあるか。 ----- ある ない 8 申請書記載の住所に申請者が居住しているか。 ----- いる いない 9 保管場所使用承諾証明書の使用期間は 1か月以上あるか。 ----- ある ない
------------------	---

特記 事項	
----------	--

交付予定日	
-------	--

備 考	
-----	--

1 調査結果については、各調査事項欄末尾の該当する項目を○印で囲むこと。
 2 「特記事項」の欄には、保管場所の適否に関し必要と認められる調査結果について簡記すること。

教 示 書

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保管場所標章交付簿

決		裁	交付年月日 (受入年月日)	枚 数			製造管理 番 号	備 考
署 長	副署長 次 長	交 通 課 長		交 付	印字 不良	計 (受入れ)		

注1 警察本部からの受入れは、受入年月日、枚数及び製造管理番号を括弧書すること。
2 備考欄に枚数を記入すること。

年 月 日

警察署長

I C カ ー ド 等 行 使 者 名 簿

証明通知申請事務に係る電子署名に関する事務に従事する者を下記のとおり指名する。

記

- 1 対象手続
証明通知申請事務
- 2 指名職員

課	職 名	氏 名	指名年月日	備 考

- 3 指名期間
年 月 日から 年 月 日まで

I C カ ー ド 等 管 理 台 帳

警察署

No.	受領年月日	カード種別 (カード番号)	電子証明書 管理者受領印	電子証明書 有効期限	返納年月日	備 考

備考1 カードごとに申請書の写しを編てつすること。
 2 備考欄には、返納事由等を簡記すること。

